

令和3年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

総括研究報告

建設現場における建設工事従事者を 対象とする新たな安全衛生確保のための 制度構築に資する研究

研究代表者 平岡伸隆 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・主任研究員
研究者分担 吉川直孝 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究分担者 大幢勝利 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・センター長

研究要旨

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者に該当しないため、同法の直接の保護対象には当たらないが、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要であると考えられる。そこで、本研究では、次期災防計画（令和5年度開始）の策定作業等において、一人親方等の安全及び健康の確保対策に活用するための基礎的知見を得ることを目標とする。

一人親方等の労働安全衛生の行政施策のモデルとして既にこうした法令・施策が採られている可能性のある諸外国の法制度、運用方法およびその実態について調査する。英国をはじめとして、その他欧州各国の建設現場における建設工事従事者に関する法制度とその運用の実情を把握した。英国では自営業者の義務について労働安全衛生法に記載されており、それによると、自営業者自身および他人に健康および安全に危険を及ぼさないようにする義務がある。他人にリスクを生じさせるかどうか、労働安全衛生法が免除されるか否かの判断基準になり、周囲にリスクを生じさせる建設業においては、適用されることになる。

また、国内の建設職人基本法に基づく一人親方等に対する指導・支援の実情を把握することを目的とし、土木事業者、設計コンサルタント、ハウスメーカー、設備事業者にヒアリング調査を実施した。建設業において一人親方等の作業内容は労働者とほとんど同等であり、建築・土木事業の両方で一人親方等と労働者の区別はしていない現状にあった。安全衛生への教育については、全ての事業者が新規入場者教育時に実施しており、これは労働者と一人親方の区別なく実施していることがわかった。

研究分担者

吉川直孝

(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合
研究所

上席研究員

大幡勝利

(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合
研究所

研究推進・国際センター長

A 研究目的

令和元年度の建設業の死亡者数は 269 人と全産業 845 人に対して 3 割を超える。また、上記の統計とは別に、令和元年度の建設業の一人親方等(中小事業主、役員、家族従事者も含む)の死亡者数は 92 人に上る。一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらないが、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要であると考えられる。

一人親方等の労働安全衛生に関する行政施策として、平成 29 年に施行された建設職人基本法に基づく基本計画(平成 29 年 6 月閣議決定)に「一人親方等の安全及び健康の確保」が掲げられ、厚生労働省では、平成 30 年度から、一人親方等に対する研修や指導にかかる事業を実施している。こうした背景を踏まえ、本研究では、次期防災計画(令和 5 年度開始)の策定作業等において、一人親方等の安全及び健康の確保対策に活用するための基礎的知見を得ることを目的とする。

B 研究方法

一人親方等の労働安全衛生の行政施策のモデルとして既にこうした法令・施策が採られている可能性のある諸外国の法制度、運用方法およびその実態について調査することが有効であると考えられる。一人親方等に対する労働安全衛生施策を既に実行している可能性が高く、なおかつ災害件数の少ない英国をはじめとして、その他欧州各国の建設現場における建設工事従事者に関する法制度とその運用の実情を把握する。

さらに、建設職人基本法に基づく一人親方等に対する指導・支援の実情を把握し、日本における課題を明らかにするとともに、欧州の取組等で日本でも効果が見込まれる対策、事項等について明らかにする。

C 研究結果

C.1 英国の自営業者に対する労働安全衛生

本年度は、文献調査によって英国の Self-employed(自営業者)に対する労働安全衛生の行政政策について調査した。英国の雇用権法では労働供給者を以下のように区分している。

1. 全ての労働立法の適用対象となる労働者(employee)
2. 一部の労働立法の適用対象となる就労者(worker)
3. 労働立法の適用のない自営業者(self-employed)

ここでいう、自営業者(self-employed)が日本の建設業における一人親方等に相当するものと思われる。

英国では、労働者(employee)に加え、自営業者(self-employed)の就業者数、死傷者数をともに集計し、公表している。英国では、建設業において労働者と自営業者の人数比は 1:0.57 であり、これは日本における労働者と一人親方等の比 1:0.27

より高いことがわかった。

1981年からの全産業・建設業の就業者・労働者・自営業者の10万人死亡率を図C.1に示す。英国の建設業における自営業者の死亡率は労働者と比較して常に低水準にある。1981年から続いている傾向であり、その要因については文献調査からでは不明であった。

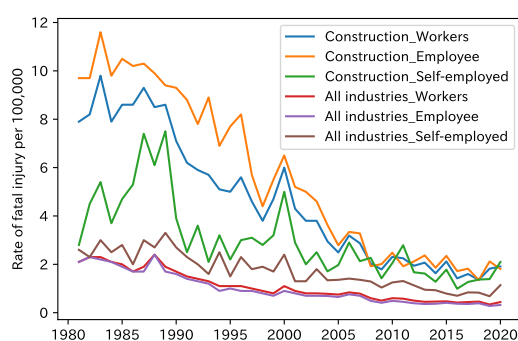


図 C.1 HSE が公表する全産業・建設業の就業者・労働者・自営業者の10万人死亡率

自営業者であっても建設業においては、他人にリスクを生じさせるため、労働安全衛生法を始め、CDM 2015 規則と COSHH 規則（有害物管理規則）を含むすべての関連法規を遵守する必要がある。労働安全衛生法第3条(2)には、「所定の内容の事業を実施するすべての自営業者は、合理的に実行可能な限りにおいて、その事業によって影響を受ける自ら及びそれ以外の者（被雇用者ではない者）が、これによってその健康又は安全に危険が及ばないことを確保するようにその事業を運営する義務を負うものとする。」と記載されており、自営業者もその義務が明記されている。

実現場においては、1995年に業界団体が立ち上げた CSCS カードが導入され、各就労者の技能レベルによってクラス分けされると同時に、これによって安全衛生知識レベルも担保されている。

英国の建設業では、Safety Culture（安全文化）に基づき、自営業者に限らず、発注者、設計者、施工者、労働者、自営業者ら関係者全てが自ら安全

衛生について真摯に捉え、リスクを洗い出し、リスクを除去または低減するためにどうしたら良いかを真剣に考え、共同で取り組むことを目指しており、またそれを具現化するために CDM2015 規則があるものと思われる。

建設業における自営業者の死亡率が労働者と比較して低いことや、日本と比較して自営業者の割合が高いことが確認され、この背景要因については次年度のヒアリング調査によって明らかにする。

C.2 日本における一人親方の労働安全衛生

本稿では、一人親方とは「労働者を雇用せずに事業を行うもの」とし、一人親方等とは「上記の一人親方のほか、中小事業主、役員、家族事業者」と定義する。

厚生労働省職場のあんぜんサイトで公開されている建設業における死亡者数の推移を図 C.2 に示す。近年では建設業の労働災害による死亡者数は減少傾向にあり、2020年では258名となっている。ただし、同年の全産業の死亡者数は802名であり、建設業は最も多くの死亡者を出している。これは労働者を対象とした集計のため、一人親方等は含まれない。

上述のとおり、一人親方等は労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらないが、建設工場の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工場の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要であると考えられる。厚生労働省では、一人親方等の死亡者数も2014年から集計しており、職場のあんぜんサイトにて公表している。ただし、特別加入申請や報道等の情報を基に「都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計」しており、全数とは限らない点に留意する必要がある。

建設業における一人親方等および一人親方の死

亡者数の推移を図 C.3 に示す。労働者の死亡者数が減少傾向であったが、一人親方は増加傾向にみえる。しかし、集計開始直後は、集計率が低いことが予想され、必ずしも増加傾向にあるとはいえない。2020 年では一人親方等の死亡者数は 97 名に上り、労働者の就業者数と一人親方等の就業者数を鑑みると、死亡率が高い可能性がある。建設現場における労働者と一人親方等の死亡率の比較には、それぞれの建設現場の就業者によって正規化して比較する必要があるが、一人親方等の就業者数については、統計データから詳細な検討を要することから、次年度の課題とする。

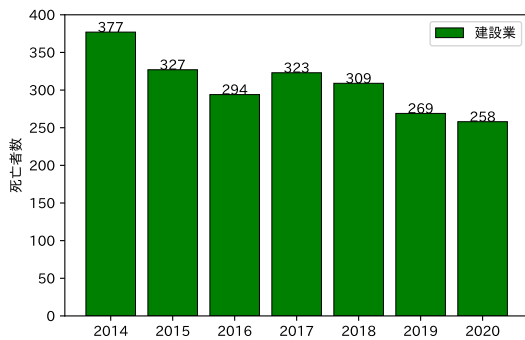


図 C.2 建設業における労働災害による死亡者数

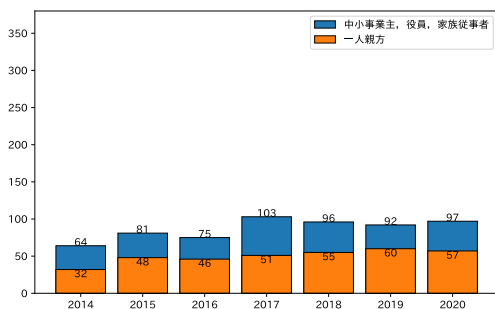


図 C.3 建設業における一人親方等の死亡者数

また、建設現場における一人親方等の労働安全衛生環境の実態調査のため、事業者を対象としてヒアリング調査を実施した。本ヒアリング調査の目的は以下の3点である。

1. 一人親方に対する安全衛生教育方法
2. 現場にいる一人親方の把握方法と指導方法
3. 一人親方との契約方法についてヒアリングし、労働実態を把握

本ヒアリングは土木事業者1社、設計コンサルタント1社、ハウスメーカー5社、設備事業者1社に対して実施した*1。

D 考察

D.1 英国の自営業者に対する労働安全衛生

英国では自営業者の義務について労働安全衛生法に記載されており、それによると、自営業者自身および他人に健康および安全に危険を及ぼさないようにする義務がある。他人にリスクを生じさせるかどうか、労働安全衛生法が免除されるか否かの判断基準になり、周囲にリスクを生じさせる建設業においては、適用されることになる。この考え方は、労働安全衛生法の立法の理念に基づくものであり、それは労働安全衛生法制定の基となったローベンス報告で記載された「リスクを発生させた者とその事業を実施する者がそのリスクを担うべきである。」から端緒していると考えられる。

このように日本の労働安全衛生法とは大きく法の建て付けが異なることから、英国の行政政策を直接的に参考にはできないが、建設業の自営業者の死亡率の低さなどは、学ぶべき箇所があると思われ、引き続き調査を進めていく。

また文献調査からは、英国の建設業に従事する自営業者に対する安全衛生教育について、その具体的な方法はわからなかった。業界団体が立ち上げた CSCS カードによって各個人の技能および安全衛生知識が担保されているようだが、日本における新規入場者教育の実態などについて、ヒアリング調査等によって明らかにする必要がある。

*1 設備事業者は調査票の紙面回答のみ

D.2 日本における一人親方の労働安全衛生

建設業の一人親方等の死亡災害事例は年間約100名ほどで推移しており、建設業の労働者の死亡者数が年間250名～300名ほどであることを鑑みると、高い水準であることがわかる。一人親方等の死傷災害について増加傾向に見えるが、統計調査を始めたばかりで、現在も含め全数を把握できているわけではないことに起因する結果であり、実情については不明と考える。

土木事業者、設計コンサルタント、ハウスメーカー、設備事業者にヒアリング調査を実施した結果、建設業において一人親方等の作業内容は労働者とほとんど同等であり、建築・土木事業の両方で一人親方等と労働者の区別はしていない現状にあった。安全衛生への教育については、全ての事業者が新規入場者教育時に実施しており、これは労働者と一人親方の区別なく実施していた。

厚生労働省や国土交通省では、労災保険の特別加入制度への加入を促進しており、建設現場によっては加入が義務化されている現場があり、未加入の場合は働けないという環境に変化しつつある。

また、国土交通省はCCUSへの登録を推進しており、土木事業者はこれに則り導入を勧めている。ただし、戸建住宅建設工事など小規模の工事現場では導入への技術的な問題、経済的な負担、各社が開発した類似の既存システムがあることから、導入が遅れている。

E 結論

本年度は、英国の自営業者および日本の事業者の一人親方等に対する安全衛生教育方法について調査した。英国について文献調査で得られた知識をもとに、ヒアリング調査によってその実態を把握する必要がある。またその他の欧州各国や、シンガポール、韓国といったアジア諸国についても、自営業者（一人親方等）に対する行政政策について調査していく。

国内においては、ヒアリング調査対象の事業者を拡大し、一人親方を対象とした労働安全衛生教育の方法やその実態について調査する。

F 研究発表

F.1 論文発表

該当なし

F.2 学会発表

1. 大幢勝利, 高橋弘樹, 吉川直孝, 平岡伸隆 (2021) 建設業における安全衛生対策の海外の制度. 安全工学シンポジウム 2021, 講演予稿集, pp. 168-169.
2. 大幢勝利, 吉川直孝 (2021) レガシーとして引き継がれていくべき労働災害防止対策等の検討令和2年度報告書(日本語版), 建設業労働災害防止協会.

G 知的所有権の取得状況

該当なし